

# 一般社団法人 LED 光源普及開発機構

## 定 款

平成 29 年 8 月 1 日改定

# 一般社団法人 LED 光源普及開発機構定款

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 当法人は、一般社団法人 LED 光源普及開発機構と称し、英文では LED lighting spread association Japan (略称「DLEDA」) と表示する。

### (事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を神奈川県鎌倉市に置く。  
2 当法人は、理事会の決議により従たる事務所を必要な場所に設置することができる。

### (目的)

第3条 当法人は、日本における地球規模の自然環境及び資源保護推進の観点から、省電力・省資材等の省エネ化を図るため、内照 LED 光源や EL 等次世代光源（照明）の普及・開発を行うことを目的とする。

### (事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 内照 LED 光源や EL 等次世代光源（照明）の Web 検索サイトの運営
- (2) 内照 LED 光源や EL 等次世代光源（照明）に係わる商品化（工業化）に関する調査・研究及び開発支援
- (3) 内照 LED 光源や EL 等次世代光源（照明）の技術・工法（デザイン・設計・施工）のコンサルティング
- (4) 内照 LED 光源や EL 等次世代光源（照明）の流通、販売ルートの紹介（製品、商品、ソフト等）及び販売代行
- (5) 内照 LED 光源や EL 等次世代光源（照明）に関する展示会・セミナー等の開催及び支援
- (6) 内照 LED 光源や EL 等次世代光源（照明）に関する内外関係機関等との交流及び協力
- (7) その他当法人の目的を達成するために必要な事業

### (公告)

第5条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

### (機関の設置)

第6条 当法人は、理事会及び監事を置く。

## 第2章 会 員

### (種別)

第7条 当法人の会員として、次の2種を置く。

- (1) 正 会 員 当法人の目的に賛同して入会した内照 LED 光源や EL 等次世代光源（照明）メーカー、輸入商社、代理店、関連製作・施工企業等の法人団体及び個人
- (1) 特別会員 当法人の事業を支援する内照 LED 光源や EL 等次世代光源（照明）のデザイン、設計、教育等の法人・団体及び個人

### (入会)

第8条 当法人の社員は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）に規定された社員をいい、前条の会員のうち、正会員（以下「正会員」とする。）をもって社員とする。

- 2 会員として入会しようとする者は、理事長が承認を必要とし、理事長はその結果を公告する。
- 3 会員の入会に関し必要な事項は、理事会の承認を経て理事長が別に定める。
- 4 法人正会員にあつては、団体の代表者として当法人に対してその権利を行使する者（1人に限る。以下「指定代表者」という。）を定め、代表理事に届け出なければならない。
- 5 指定代表者を変更した場合は、速やかに別に定める変更届を代表理事に届け出なければならない。
- 6 特別会員は社員総会における議決権を有しない

### (入会金及び会費)

第9条 会員は、当法人の事業活動に経済的に生じる費用を充てるため、社員総会において別に定める入会金及び会費を支払う義務を負う。

### (任意退会)

第10条 会員は、理事会において退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

### (除名)

第11条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、第20条第2項に定める社員総会の決議に基づき、当該会員を除名することができる。

- (1) 当法人の定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他の除名すべき正当な事由があるとき。

### (会員資格の喪失)

第12条 前2条の場合のほか、会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第9条の支払いの義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) 総会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡又は解散若しくは破産したとき。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第13条 会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

- 2 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費及びその他の拠出金は、これを返還しない。

### 第3章 社員総会

(種別)

第14条 当法人の社員総会は、定時総会及び臨時総会の2種する。

(構成)

第15条 社員総会は、すべての正会員をもって構成する。

- 2 社員総会における議決権は正会員1名につき1個とする。

(権能)

第16条 社員総会は、次の事項を決議する。

- (1) 会費及び入会金の金額
- (2) 会費の除名
- (3) 役員を選任及び解任
- (4) 役員報酬等の額またはその規定
- (5) 各事業年度の決算報告
- (6) 定款の変更
- (7) 解散及び残余財産の処分の承認
- (8) 理事会において社員総会に付議した事項
- (9) 前各号に定めるもののほか、一般社団・一般財団法人法及び定款に規定する事項

(開催)

第17条 定時社員総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3か月以内に開催する。

- 2 臨時社員総会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事が必要と認め理事会に招集の請求をしたとき。
- (2) 総会員の議決権の5分の1以上を有する会員から、理事長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求があったとき。

(招集)

第18条 社員総会は理事長が招集する。ただし、すべての正会員の同意があるときは、書面または電磁的方法による議決権の行使を認める場合を除き、その招集手続を省略することができる。

- 2 社員総会を招集するときは、社員総会の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって開催日の1週間前までに会員に通知しなければならない。ただし、社員総会に出席しない正会員が書面または電磁的方法によって議決権を行使することができるとするときは、2週間前までに通知しなければならない。

(議長)

第19条 社員総会の議長は、社員総会において、出席した会員の中から選任する。

- 2 理事長に差支えがあるときは、理事会においてあらかじめ定めた順序により、他の理事がこれに当たる。

(決議)

第20条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上の出席であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の選任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) 合併
- (6) その他法令で定められた事項

(議決権の代理・書面による行使)

第21条 やむを得ない理由のため社員総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって議決権を行使し、又は他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

- 2 前項の場合における前条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。
- 3 理事又は正会員が、社員総会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第22条 理事が正会員の全員に対し、社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、

その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、正会員の全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第23条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議事録には、議長及び社員総会において選任された議事録署名人2名がこれに署名又は記名押印する。

## 第4章 役員

(種類及び定数)

第24条 当法人に次の役員を置く。

- (1) 理事3名以上16名以内
- (2) 監事3名以内
  - 2 理事のうち1名を理事長とし、一般社団・一般財団法人法上の代表理事とする。
  - 3 理事のうちから、専務理事を若干名定めることができる。

(選任等)

第25条 理事及び監事は、社員総会において各々選任する。

- 2 理事長は、理事会において理事の互選により定める。
- 3 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。

(職務)

第26条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより、当法人の業務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 監事は、次に掲げる業務を行う。
  - (1) 会計を監査すること。
  - (2) 理事の業務執行状況を監査すること。
  - (3) 会計及び業務の執行について、不正の事実を発見したときは、これを社員総会に報告すること。

(任期)

第27条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された理事の任期は、その選任時に在任する理事の任期の満了する時までとする。
- 3 補欠により選任された監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

- 4 理事及び監事は、第24条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了または辞任により退任した後においても、新たに選任された者が就任するまで、理事又は監事としての権利義務を有する。

(解任)

第28条 理事及び監事は社員総会の決議によって解任することができる。

(役員の実任免除)

第29条 この法人は、一般社団・一般財団法人第111条第1項に規定する損害賠償責任について、役員等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、その役員等の職務執行の状況その他の事情を勘案し、特に必要と認めるときは、法令に定める最低責任限度額を控除して得た金額を限度とし、理事の過半数の同意によって免除することができる。

(報酬等)

第30条 理事及び監事に対して、社員総会において定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬として支給することができる。

- 2 前項に関し必要な事項は、理事会の決議を経て理事長が別に定める。

(名誉会長及び会長の設置)

第31条 当法人には、名誉会長及び会長を置くことができる。

- 2 名誉会長及び会長は、当法人に功労ある者の中から理事会の承認を経て、理事長が委嘱する。ただし、その任期は役員の実任免除と同じとする。
- 3 名誉会長及び会長は、理事長の諮問に応じ社員総会、理事会等に出席し、意見を述べるることができる。

(顧問及び相談役の設置)

第32条 当法人には、若干名の顧問及び相談役を置くことができる。

- 2 顧問及び相談役は、理事会の承認を経て、理事長が選任する。
- 3 顧問及び相談役は、理事長の諮問に応じ社員総会、理事会等に出席し、意見を述べるることができる。

## 第5章 理事会

(構成)

第33条 理事会は、すべての役員をもって構成する。

(理事会の権能)

第34条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長の選定及び解職
- (4) 社員総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定

(開催)

第35条 理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事長以外の理事から、会議の目的である事項及び招集の理由を示して招集の請求があったとき。

(招集)

第36条 理事会は、理事長が招集する。ただし、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

- 2 理事長は、前条第1項第2号に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知を発しなければならない。

(議長)

第37条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長が欠けたときは、あらかじめ理事会で定めた順序により、他の理事がこれに代わるものとする。

(決議)

第38条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、出席した理事の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総理事の半数以上の出席であって、総理事の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
  - (1) 正会員の入社及び退社の条件に関する事項
  - (2) 入会金及び会費の額等
  - (3) その他当社団の重要な運営方針に関する事項

(決議の省略)

第39条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りではない。



(議事録)

第40条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、これに署名又は記名押印する。

## 第6章 基金

(基金の拠出)

第41条 当法人は、会員又は第三者に対し、一般社団・一般財団法人法第131条に規定する基金の拠出を求めることができるものとする。

(基金の募集)

第42条 基金の募集、割当て及び払込み等の手続きについては、理事会が決定するものとする。

(基金の拠出者の権利)

第43条 基金の拠出者は、当法人が解散するまではその返還を請求することができない。

2 前項の規定にかかわらず、当法人は、定時社員総会の決議に基づき、基金の全部又は一部を返還することができる。

(基金の返還の手続)

第44条 前条第2項の基金の返還は、定時社員総会の決議に基づき、一般社団・一般財団法人法第141条第2項に規定する限度額の範囲内で行うものとする。

## 第7章 財務及び会計

(財産の構成)

第45条 当法人の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 入会金及び会費
- (2) 寄附金品
- (3) 財産から生じる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(財産の管理)

第46条 当法人の財産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

(事業年度)

第47条 当法人の事業年度は、毎年6月1日に始まり翌年5月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第48条 当法人の事業計画及びこれに伴う予算に関する書類は、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。ただし、軽微な変更については、この限りではない。

(暫定予算)

第49条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の承認を経て、予算成立の目まで前年度の予算に順次収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第50条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、社員総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第5号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

(剰余金の分配の禁止)

第51条 当法人の剰余金は、これを一切分配してはならない。

## 第8章 定款の変更及び解散等

(定款の変更)

第52条 この定款は、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議をもって変更することができる。

(解散)

第53条 当法人は、一般社団・一般財団法に規定する事由によるほか、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議により解散することができる。

(残余財産の処分)

第54条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、次の各号にて掲げるものに贈与するものとする。

- (1) 国又は地方公共団体
- (2) 公益社団法人又は公益財団法人
- (3) 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人
- (4) 類似の目的をもつ一般社団法人又は一般財団法人

## 第9章 専門委員会

(専門委員会)

- 第55条 当法人の事業の円滑な運営を図るため必要があると認めるときは、理事会は、その決議により、専門委員会を置くことができる。
- 2 専門委員会に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

## 第10章 事務局

(設置等)

- 第56条 当法人の事務を処理するため、事務所内に事務局を設置する。
- 2 事務局には、所要の職員を置く。
  - 3 職員は、理事長が任免する。
  - 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

(書類等及び帳簿の備付け等)

- 第57条 この法人の事務所に、次の書類を備え付けなければならない。ただし、他の法令により、これらに代わる書類及び帳簿を備えたときはこの限りではない。

- (1) 定款
- (2) 会員名簿
- (3) 社員名簿
- (4) 理事及び監事の名簿
- (5) 理事会及び社員総会の議事に関する書類
- (6) 財産目録
- (7) 資産台帳及び負債台帳
- (8) 収入支出に関する帳簿及び証拠書類
- (9) 収支予算書及び事業計画書及び収支予算書
- (10) 収支計算書及び事業報告書及び計算書類等
  - (11) 貸借対照表
  - (12) 損益計算書
  - (13) 監査報告書
  - (14) その他必要な書類及び法令で定める帳簿及び書類

## 第 1 1 章 附 則

(委任)

第 5 8 条 この定款に定めるもののほか、当法人の運営に必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

(法令の準拠)

第 5 9 条 この定款に定めのない事項は、すべて一般社団・一般財団法人法その他の法令に従う。

上記は、当法人の現行定款に相違ありません。

平成 29 年 8 月 1 日

神奈川県鎌倉市山の内 414 番地

一般社団法人 LED 光源普及開発機構

代表理事 小 林 治 彦